

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
1	令和5年5月22日	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所縁結びの館・岩田家	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
2	令和5年5月22日	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所笑い愛くろさき	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
3	令和5年5月24日	小規模多機能型居宅介護事業所 はあとふるあたご小規模多機能ホーム おぎかわ	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
4	令和5年5月24日   実地	小規模多機能型居 宅介護事業所  小規模多機能ホー ム笑顔	<p>総合マネジメント体制強化加算において、ほとんどの利用者の小規模多機能型居宅介護計画が未作成でした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」97条に基づき、過去5年間で、上記の要件を満たしていなかった場合は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準4」に基づき、過誤調整を行ってください。 (なお、作成済の小規模多機能型居宅介護計画については、居宅サービス計画をコピーするだけでなく、利用者一人一人の課題やニーズに基づいたサービス内容や留意点を詳細に記載してください。)</p>	<p>小規模多機能型居宅介護計画を作成して、個々の利用者様に応じた介護計画を実施するように改善をいたしました。 なお、運営指導を頂いた以降は、確実に小規模多機能型居宅介護計画も作成するように改め、管理者より確実な実施確認を取るよう指示をします。 過誤調整については、過去5年間で精査して、要件を満たしていない部分について過誤調整を行います。</p>
			<p>介護従事者の日中の時間帯の配置(常勤換算で、通いサービスは利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。訪問サービスは1以上)について、基準を満たしていませんでした。また、新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第83条に基づき適切な人員を配置してください。また、過去の人員配置について再度確認し、月平均で人員基準を満たさない月があれば、過誤調整を行ってください。</p>	<p>看護師と介護支援専門員の0.5を参入して確認したところ、訪問の常勤換算1を引いた日中の時間帯の平均常勤換算は3.96で規定の4以上に対して、1割未満の人員不足でした。過去にさかのぼって確認したところ、人員の基準は満足していました。また4月度で人員不足を解消していますので、過誤調整は不要と考えます。今後は法令についてしっかりと確認します。</p>
			<p>認知症加算Ⅰ及びⅡについて算定する場合は、算定要件となる「認知症高齢者の日常生活自立度」を確認したうえ算定してください。確認する場合は、平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の(12)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法に基づき、実施してください。介護認定更新後についても、同様の措置を講じて、算定要件を満たしていることを確認してください。</p>	<p>主治医の意見書入手し、「認知症高齢者の日常生活自立度」と照らし合わせ、算定要件を満たしていることが確認できました。</p>

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
			<p>サービス担当者会議を開催していない事例がありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」97条に基づき、サービス担当者会議を行ってください。</p>	<p>介護サービス提供に重要な記録は、利用者毎のファイルを定めて管理し、ケアマネジャーの管理だけでなく、管理者による毎月の確認シートを用いて、利用者毎に適正に更新する体制に改めます。</p>
			<p>平成30年～令和3年度までの消防訓練の記録や、令和4年度の苦情受付記録他、確認できない書類が多かったです。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第43条に基づき、記録の整備を行ない、その記録は完結の日から5年間は保管してください。</p>	<p>次の改善を行います。                      1、書類の様式の整備                      苦情受付報告書                      2、保管方法                      記録の整備を行い、各記録は完結後、5年間保管します。                      3、書類管理事務担当の選任                      書類管理方法を定め、適切に管理することを業務とする。</p>
			<p>運営推進会議の記録、自己評価結果及び外部評価結果を公表していませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の17に基づき、運営推進会議の記録、自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、介護サービス情報公表システム、法人ホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示等により公表してください。</p>	<p>運営推進会議の記録、自己評価結果及び外部評価結果を事業所玄関に掲示します。</p>

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
5	令和5年5月25日	小規模多機能型居宅介護事業所 ささえ愛いしやま	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
6	令和5年5月25日	小規模多機能型居宅介護事業所 ささえ愛あわやま	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
7	令和5年5月31日	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能ホームハビケアこすど	指摘事項なし。	
	実地			



令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
8	令和5年5月31日	小規模多機能型居宅介護事業所 ささえ愛きたかみ	<p>居宅サービス計画の作成について、計画に位置付けられないままサービス提供(福祉用具貸与)されている事例がありました(Y・Sさん)。居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第94条及び第97条に基づき、利用者の状況等を踏まえて作成してください。</p>	<p>令和5年5月31日の運営指導において、サービス内容の記載が無いことを指摘された後、ご利用者、ご家族、福祉用具担当者で電話で担当者会議を行いました。居宅サービス計画に福祉用具のサービス内容を記載及び小規模多機能型居宅介護計画の見直し、作成した事を伝え、了解を得ました。</p>
	実地		<p>介護用ベッド及び付属品等の貸与がなされているにも関わらず、小規模多機能居宅介護事業所における連泊サービスが長期間に渡っている事例がありました(Y・Sさん(上記事例と同一利用者))。その間、在宅生活の実態が無く、当該福祉用具の利用実績もありません。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第94条及び第97条に基づき、利用者の状況等から上記福祉用具貸与が適切であるかを確認するため、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行ってください。同様の状況が生じている他の利用者がある場合は、同様の措置を講じてください。</p>	<p>5月に新型コロナが5類感染症へ移行したことに伴って、ご家族も以前のように帰省を考えられています。自宅にはベッド及び付属品等の貸与が必要で継続したいとの意向から、居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画の見直し、作成を行いました。</p>

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
9	令和5年6月2日	小規模多機能型居宅介護事業所 ゆうばえの家	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
10	令和5年6月2日	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能ホームはまゆう小新南	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
11	令和5年6月9日	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所こもればび亭	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
12	令和5年6月9日	小規模多機能型居宅介護事業所 なじみの家きなせや 荻川	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
13	令和5年6月16日	認知症対応型共同生活介護事業所 はあとふるあたごグループホームてらお	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
14	令和5年6月16日   実地	小規模多機能型居宅介護事業所 なじみの家 きなせや巻	<p>宿泊サービスについて利用者数がサービスの利用定員を超えている日があったため、新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第102条及び新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第59条に基づき、利用者の様態や希望に応じて通い・訪問・宿泊サービスを組み合わせて弾力的なサービス提供に心がけ、あわせて利用者の状況により自事業所に限らず適切な介護サービスが受けられるよう支援するなど、日々のサービスの利用定員を超えないように管理すること。</p>	<p>令和5年6月26日付で管理者兼介護支援専門員を交代、利用調整に取り掛かる。長期宿泊となっていた方や重度の方、泊り中心利用の方のサービス状況を見直し、状態にあったサービス形態への移行を提案・実施した。 概ね令和5年7月末時点において、特養・住宅型有料・グループホームなどへの入居が概ね完了し、令和5年8月14日までに特別養護老人ホーム・住宅型有料老人ホーム3名・グループホーム1名・入院からショートステイへ1名・定期巡回型訪問介護に4名サービス移行する。 宿泊定員は緊急必要時に対応できる余力を持った運営ができており宿泊定員超過及び、左記発生原因に記されるような事案は発生していない。</p>
			<p>定員を超過して受け入れた宿泊者を、プライバシー保護のためのしつらえが無い不適切な環境に置いてサービス提供を行っていたため、新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第87条及び新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第49条に基づき、基準を充足した適切な環境下でのサービス提供を行うこと。</p>	<p>令和5年6月26日から令和6年2月1日現在まで、定員超過による不適切な環境での宿泊、及び虐待・不適切なケアを疑わせる事案は発生していない。 虐待通報、内部通報制度、ハラスメント相談窓口など掲示し周知している。 不適切なケア及び虐待につながる行為に気付いた時は、まず事業所内で話し合うこととするが、そこでの解決が困難と思われた場合は、法人窓口、地域包括や新潟市、警察などに速やかに通報するよう職員会議の場で都度周知している。 研修に関し見直し。再計画し実施している。 月に1回人事考課面談の場で職員の目標取り組みに対する評価や悩み・困りごと等あれば相談・聞き取れる機会をるなど職場環境の改善に努めている。 定期的に本部専務が訪問し内情等確認。業務の質改善委員会による内部監査の計画実施。 法令順守・内部監査機能強化のため、顧問、専務が着任。</p>
			<p>平成29年6月13日付の実地指導において、市から日々の宿泊サービスの利用定員を超えないよう指導を受けたにもかかわらず、十分な対応がなされていなかった。また、令和5年6月16日に実施した運営指導において再度の指摘を避けるため、事前提出資料を虚偽の内容で作成して提出し、業務日誌を書き換えるなど隠ぺい行為を行っていた。今後は市からの指導・指摘があった場合、早急に改善を実施し、再発防止策を講じるなど、真摯に対応する体制を整えること。</p>	<p>定期的に本部専務が訪問し内情等確認。 業務の質改善委員会による内部監査の計画実施。 法令順守・内部監査機能強化のため、顧問、専務が着任。</p>

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
15	令和5年6月20日	認知症対応型共同生活介護事業所 まいらいふ岩室	<p>身体的拘束等の適正化のための研修が年1回の実施となっており、必要回数実施されていませんでした。平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の6(2)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘後、身体拘束適正化研修と虐待防止研修の区分けをし、其々の研修を定期的に行うことを再確認した。</li> <li>・8月28日に市へ改善計画書を提出済み。</li> <li>・7月25日および9月25～27日に身体拘束適正化の内部研修を実施し、参加職員全員が研修報告書を作成した。また、同研修に参加できなかった職員は資料を回覧・押印をし、管理者が口頭で補足をする等の対応をした。</li> <li>・今後は身体拘束適正化研修を12月と翌年3月に行い、令和5年度では合計4回実施する予定。</li> <li>・さらに研修の機会を設けるため、法人で動画研修を採用し、管理者の許可のもと職員が任意の時間に研修を受講できる環境を整備した。</li> <li>・8月28日付の新潟市福祉部福祉監査課からの指示に従い、身体拘束廃止未実施減算が適用される9月から11月の間、利用者全員の所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。また、12月以降の対応については引き続き同課の指示に従うものとする。</li> </ul>
	実地		<p>認知症対応型共同生活介護計画の作成について、利用者の同意が計画開始後になっているものがありました。適切なサービス提供のために必要となるもので、日付の管理は厳密に行ってください。また、サービス担当者会議等での意見聴取、アセスメントについても確認ができませんでした。これらは「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第119条」に基づき、計画ごとに必要となりますので毎月、実施しているユニット会議を活用する等して担当者から意見を聴取し、その記録を残してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘後に入居された方が1名おり、計画開始以前に同意をいただいた。また、既入居者についても、ご本人やご家族との日常のコミュニケーションから意向や希望を汲み取り、介護計画の作成が円滑に行えるよう努め、計画作成後の同意にならぬよう期日管理を徹底している。</li> <li>・サービス担当者会議ではメンバーから意見を聴取し、記録に残すところまで徹底している。また、アセスメントも同様に毎月のスタッフ会議で職員から意見を聴取し、それらを議事録に残すことを徹底している。</li> </ul>



令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
16	令和5年7月5日	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームなかのくち弐号館	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
17	令和5年6月22日	小規模多機能型居宅介護事業所 リビングサポートは やどおり	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
18	令和5年6月22日	認知症対応型共同 生活介護事業所	グループホームは やどおり  指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
19	令和5年6月26日	小規模多機能型居宅介護事業所 なじみの家きなせや 白根	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
20	令和5年6月26日	認知症対応型共同 生活介護事業所 グループホーム味 方	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
21	令和5年6月29日	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームはまへの里	令和5年4月の勤務実績表で、夜間及び深夜の時間帯以外の従業者の員数が基準を満たしていない日がありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第111条に基づき、月平均だけでなく日単位でも基準(日中の時間帯に利用者の数が3人又はその端数を増すごとに常勤換算で1人以上。つまり1日につき常勤換算で従業者3.0人以上又は勤務時間合計で24.0時間以上。)を満たすように従業者を配置してください。	月平均だけでなく日単位でも基準を満たすように従業者を配置しました。
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
22	令和5年6月29日	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能ホームきやすと海老ヶ瀬	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
23	令和5年6月30日	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームあけぼの	計画作成担当者他複数名の辞令が出ていませんでした。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例]第124条に基づき、もれなく辞令を交付し、またその写しを保管するなど、勤務体制を明確にしてください。	辞令の交付をすみやかに言い、保管いたしました。
	実地		身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していませんでした。また、身体拘束等の適正化のための指針について、国が示す項目を盛り込む必要があるためマニュアルの内容を確認し、指針を作成してください。平成18年3月31日老計発第0331005号・発第0331005号・老老発第0331018号第2の6(2)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算してください。	・包括支援センターに3月に1回の会議参加をお願いした。7月の会議に参加して頂き意見も頂戴した。今後も引き続き参加のお願いした。以降の会議は、令和5年10月・1月・令和6年3月に計画している。 ・身体拘束等の適正化のための指針については、国が示す項目を盛り込み改善をした。



令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
24	令和5年6月30日	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム酒屋	<p>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していませんでした。また、身体拘束等の適正化のための指針について、国が示す項目を盛り込む必要があるためマニュアルの内容を確認し、指針を作成してください。平成18年3月31日老計発第0331005号・発第0331005号・老老発第0331018号第2の6(2)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算してください。</p>	<p>・身体拘束等の適正化のための指針について、国が示す項目を盛り込み改善した。 ・身体拘束適正化委員会の構成メンバーは事業所の管理者及び従業者により構成する場合のほか、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、新潟市地域包括支援センター職員を構成メンバーとし身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催できるよう改善した。</p>
	実地		<p>苦情の対応記録が残されていません。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第39条第2項」に基づき苦情があった場合は苦情の内容等を記録して残してください。また、その記録は職員間で共有をしてください。</p>	<p>・苦情等の内容について記録を残し、介護従事間でその対応と結果について共有を図り改善した。</p>

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
25	令和5年7月3日	認知症対応型共同 生活介護事業所 グループホームつ つじ白根	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
26	令和5年7月3日        実地	認知症対応型共同 生活介護事業所  グループホーム翠 風園	<p>萌木ユニットで認知症対応型共同生活介護計画に同意のサインが無い者が2名（サービス利用者一覧表No9, 10）、同意日未記入が4名分（サービス利用者一覧表No12, 13, 14, 17）見受けられました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第119条に基づき、当該計画作成に当たってはその内容を利用者またはその家族に対して説明し、同意を得て、計画を交付したうえでサービスを提供してください。やむを得ずサービス実施初日までに同意を得られない場合は、電話説明等にて口頭で同意を得るなどし、その旨を記載したうえでサービスを実施し、その後速やかに書面で同意を得てください。また、電話説明と思われる記録は家族に連絡を取ったことしか書かれていなかったため、「いつ誰に対して計画の説明をし、同意を得た」ということをはっきりと残すようにしてください。</p>	<p>家族等に対面して説明、同意を得られない場合は、電話で連絡をとった際の「いつ誰に対して計画の説明をし、同意を得た」という記入を認知症対応型共同生活介護計画書にしっかりと記入することを徹底した。また、その後、家族等の来園日を待つのではなく、郵送等にて速やかに書面にも同意を得るようにした。さらに、誰が見ても分かる書類となるよう、花浅季ユニットの計画作成担当者と同じ書式を使用し、ファイリングをする順番も統一する事に変更した。</p>

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
27	令和5年7月5日	認知症対応型共同生活介護事業所 認知症高齢者グループホームおおやちの家	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
28	令和5年7月5日	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム サ ンライフ中野山	職員の研修計画の作成及び研修への参加、内部研修等が実施されていませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第124条第3項」に基づき、職員の資質の向上のため、研修計画を策定、研修の実施又は研修参加への機会を確保してください。また、参加だけではなく伝達研修等(資料回覧など)を行い全ての職員に周知をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県の「虐待行為」と認定された事例について会議にて内部研修として読み合わせを行った。</li> <li>・身体拘束廃止の観点から、会議にて人感センサーを使用されている方についての検討と見直しを実施。</li> <li>・毎月の定例会議で身体拘束や虐待について、日々の業務や援助内容について振り返りと検討を実施。</li> <li>・「身体拘束廃止のに向けた取り組み」「虐待防止」について研修資料をもとに内部研修の実施。</li> </ul>
	実地		身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していなかったほか、研修も実施されていませんでした。平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の6(2)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等適正化マニュアル及び付随する書式の作成。</li> <li>・法人内各事業所より、身体的拘束等適正化委員の選定及び3ヶ月に1回の会議開催準備。</li> <li>・9月中に身体的拘束等の研修の実施。</li> </ul>
			市への報告が必要な事故について、報告がなされていませんでした。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第129条により準用される第41条に基づき、市に確認の上、適切に事故報告を行ってください。	市への確認を行い事故報告書を提出。

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
29	令和5年7月7日	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームゆうあい	<p>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していませんでした。また必要な研修について、年1回しか実施していませんでした。平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の6(2)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算してください。</p>	<p>身体拘束委員会ははじめ職員全員に委員会開催は年に4回開催、身体拘束に関する研修は年に2回行わなければいけないことを周知し、年間スケジュールを作成することで忘れることなく必ず行っていけるよう、すぐに取り組みを始めた。改善計画書を市に提出し8月から減算をかけている。</p>
	実地		<p>身体拘束について、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」が作成した「身体拘束ゼロの手引き」の経過観察・再検討記録の様式を用いていましたが、身体的拘束の開始時についてのカンファレンスの記録がなく、再検討の際のカンファレンスの記録のみでした。また身体拘束について、切迫性、非代替性、一時性について組織として検討したかについても、不十分・不明確でした。やむを得ず身体拘束を実施する時は、新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第118条5及び身体拘束等の適正化の指針に基づき、開始及び再検討の検討会議を開催を行い、要件の確認等の手続きは極めて慎重に実施してください。</p>	<p>今後やむを得ず身体拘束を行う際には必ず組織として慎重に検討、決定を行い3要件に沿ってカンファレンスを行い、開始についての記録を残していく。そして引き続き、現在身体拘束をしている方には毎月再検討のカンファレンスを行い、記録を残していくよう取り組んでいる。</p>
	<p>身体拘束について、拘束後、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討するために必要な日常経過記録がありませんでした。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第118条6に基づき、身体拘束の実施に当たっては、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について、もれなく記録に残してください。</p>		<p>記録を作成し毎週こまめに観察、身体拘束廃止に向けて再検討を行い、記録を残している。日常経過観察をすることにより身体拘束時間が短くなったりと変化が見られている。</p>	

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
30	令和5年7月7日	認知症対応型共同生活介護事業所 高齢者グループホームからし種の家	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
31	令和5年7月10日	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム空港西	指摘事項なし。	
	実地			



令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
32	令和5年7月10日	認知症対応型共同 生活介護事業所 グループホームス ミール新潟東	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
33	令和5年7月12日	認知症対応型共同 生活介護事業所 グループホームふ れあいの杜学校町	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
34	令和5年7月12日	小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能型居宅介護なじみの家 きなせや坂井砂山	指摘事項なし。	
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
35	令和5年7月14日	認知症対応型共同生活介護事業所 ツクイ新潟姥ヶ山グループホーム	<p>フロアでの転倒により医療機関に受診をしていますが市への事故報告がされていません。「令和3年4月9日付新会第94号 介護サービス事業所等における事故の取り扱いについて(通知)」に基づき、軽微な症状であっても受診をした場合は、市(介護保険課)へ事故報告を行ってください。</p>	<p>・介護保険課への報告日:令和5年9月14日 ・再発防止策:「令和3年4月9日付新会第94号介護サービス～取り扱いについて(通知)」について、職員に回覧し、報告漏れが内容周知を図った。</p>
	実地			

令和5年度 介護サービス事業所運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
36	令和5年7月14日          実地	認知症対応型共同 生活介護事業所  ツクイ新潟関屋	施設内でケガをした際、医療機関へ受診したが市への事故報告がされていませんでした。居室内のケガであっても、サービス提供中にあたるため医療機関へ受診をした場合は、「令和3年4月9日付新会第94号 介護サービス事業所等における事故の取り扱いについて(通知)」に基づき、市(介護保険課)へ事故報告を行ってください。居室内のケガであっても、市(介護保険課)へ事故報告が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年8月7日に当該事故について、遡及して市(介護保険課)へ事故報告を提出させていただきました。</li> <li>・再発防止策として「令和3年4月9日付新会第94号介護サービス事業者等における事故の取り扱いについて(通知)」について、事故報告書をまとめるファイルへ保管し、職員へ周知を行いました。</li> </ul>